

## 原子力規制委員会

# 新安全基準もすぐに適用せず、9月まで運転継続容認 またも、大飯原発だけ特別扱いは許せません



原子力規制委員会は、7月に施行される新しい法律や新安全基準を大飯原発3・4号にはすぐに適用せず、9月の定期検査まで運転を続けてもいいとの見解を出した（3月19日）。

通常、7月からは、再稼働するためには以下のような手順になる。

- 電力会社が申請書などを出し直して審査が始まる
- 防潮堤が完成していなければ、再稼働はできない  
（大飯の防潮堤完成は来年3月の予定）
- 断層調査中の原発は、その結論が出るまで再稼働の申請はできない  
（大飯も調査中で結論が出ていない）
- ストレステストは、再稼働の判断基準にはしない  
（大飯はストレステストだけで再稼働）



大飯原発には、これら全てを適用せず、9月まで運転を認めようとしている。

再稼働についても大飯は「特別扱い」でストレステストと4閣僚の政治判断で強行した。ストレステストでは、活断層の3連動時に制御棒挿入時間の評価を回避してきた。

新基準・新法が施行になっても、適用せず。極力止めないというのが、規制委員会の姿勢。代わりに、4月中旬から検査を行うとしている。しかし運転中の検査で、何を検査するのかも明らかにしていない。判断基準も明らかにしていない。「1、2項目適合していなくても即停止というわけではない」。

このような中で、大飯原発3・4号の運転差し止め仮処分裁判の判決（決定）が、もうすぐ出る。勝利すれば、制御棒挿入時間が基準値を超えるという判断が示されれば、国の責任をも厳しく断罪するものとなる。

おおい原発止めよう裁判の会

530-0047 大阪市北区西天満4-3-3 星光ビル3階（美浜の会気付け）

TEL:06-6367-6580 FAX:06-6367-6581

2013.4.1